

租税特別措置法の一部を改正する法律案委員会修正要旨

- 一 施行期日を平成二十一年六月一日から公布の日に改める。
- 二 平成二十一年六月一日以後に終了する事業年度分又は連結事業年度分の法人税について改正後の規定を適用することとし、これに必要な規定の整備を行う。